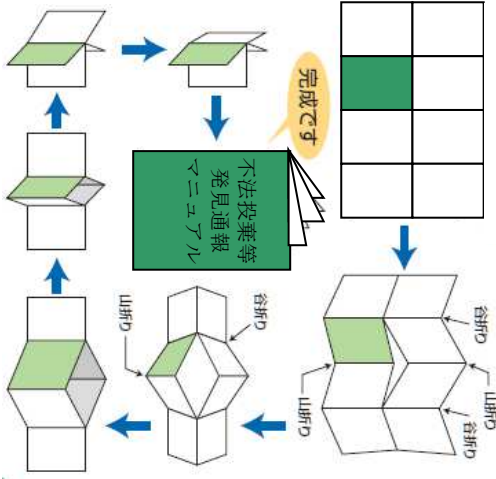


※外枠と中央部の実線の部分をカッターで切り離して、折り込んでください。

谷折り



◆冊子の折込みの手順
 1. 封筒の裏面に「不法投棄等発見通報用シール」を貼る。
 2. 封筒の口を開き、封筒の裏面に「不法投棄等発見通報用シール」を貼る。
 3. 封筒の口を閉じ、封筒の裏面に「不法投棄等発見通報用シール」を貼る。

5折

山梨県

この不法投棄等発見通報用シールは、不法投棄等発見通報の際に、不法投棄等発見通報用シールを貼ることで、不法投棄等発見通報の目的を達成し、不法投棄等発見通報の効果を高めることができます。

不法投棄等発見通報用シール

5折

5 通報する内容

- 1) 通報者の氏名、連絡先
- 2) 発見日時
- 3) 発見場所
 - ◆付近の特徴、目印、進入路等
 - ◆略図
 - ◆発見状況・目撃内容
 - ◆発見・目撃パターン
 - 不法投棄された廃棄物を発見
 - 廃棄物の不法投棄行為を目撃
 - 廃棄物を積んだ不審車両を目撃
 - 廃棄物の野外焼却を発見
- ◆廃棄物の種類
- ◆廃棄物の量
 - ◆縦×横×高さ、ダンブ〇台分等
 - ◆車両の様子
 - ◆ナンバー、車種、色、台数等
 - ◆行為者の特徴
 - ◆氏名、風貌、会社名、電話番号等
 - ◆周辺への影響
 - ◆におい、水の汚染等

など

4 不法投棄等を発見した場合は

不法投棄、不法焼却を発見した場合は、直ちに「6 通報先一覧」の各林務環境事務所又は

環境整備課 廃棄物不法投棄対策担当

TEL:055(223)1517 FAX:055(223)1507

e-mail:kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

に通報してください。

※電話でも、ファクシミリでも、電子メールでも構いません。

※通報者の秘密は守ります。

※空き缶、たばこのポイ捨てなど、軽微なものは、通報の対象ではありません。

(注意事項)

- ◆廃棄物には手をつけず、その場から動かさないでください。
- ◆廃棄物を投棄した関係者に直接接触したり、連絡することは、危険が伴うおそれがありますので、そのような行動は避けてください。

山折り

（罰則）
 不法投棄を行った者は、5年以上の懲役若しくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。
 ※不法投棄の罰則の対象として、同様に処罰の対象となります。

1 不法投棄とは
 法律で定められた「何人もみだりに廃棄物を捨てることを禁ずる」という規定を「不法投棄」とし、この規定に違反して廃棄物を捨てる行為を「不法投棄」とし、これを「不法投棄」として罰則の対象とします。

5折

3 不法焼却の禁止

法律では、廃棄物の焼却が一定の例外を除いて禁止されています。

(罰則)

不法焼却を行った者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。
 ※不法焼却の未遂行為も同様に処罰の対象です

◆例外

- 1) 廃棄物処理基準に従って行うもの
- 2) 他法令又はこれに基づき処分により行うもの
- 3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるもの（政令で定める）
 - 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うための必要なもの
 - 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの
 - 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要なもの
 - 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
 - たき火その他日常生活を営む上で通常行われるもので軽微なもの

谷折り

- ◆環境汚染を引き起こします。
- ◆不法投棄を根絶しない限り、循環型社会を形成しにくい状況が生まれます。
- ◆原状回復には多大な費用がかかります。

不法投棄された廃棄物は、自然環境の景観を損なうだけでなく、廃棄物の種類によっては、将来にわたって悪臭や有害物質の発生、健康被害や公害問題を引き起こすおそれがあります。

2 不法投棄の問題点

5折